

菅生沼の自然景観保全条例を制定しました

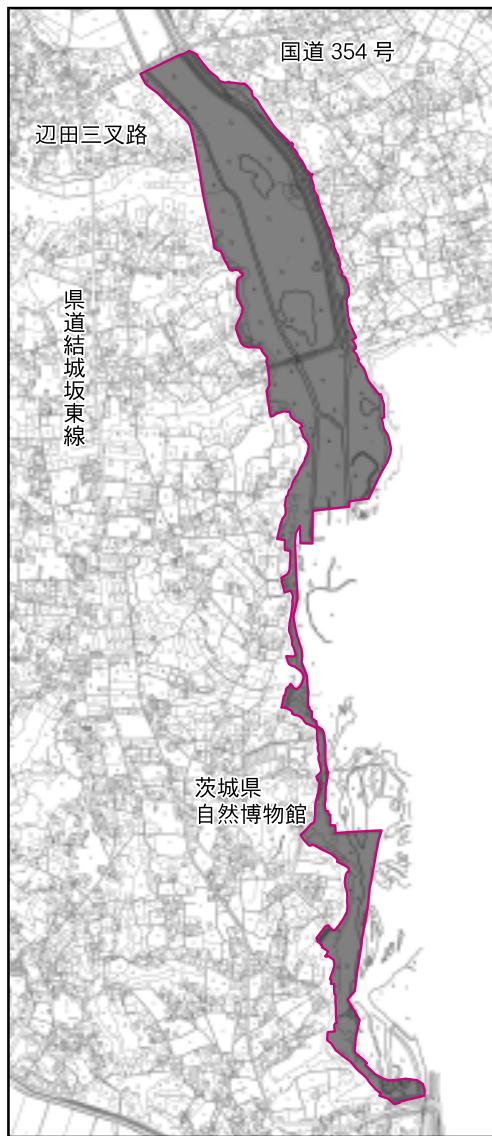


▲菅生沼には、毎年、多くのコハクチョウが飛来します

■問合せ
生活環境課 岩井第三分庁舎
内線1453

菅生沼の自然景観 保全条例の概要	
◆区域の名称	菅生沼自然景観保全区域
◆区域の面積	119.2 ha
◆許可を必要とする行為	
①土地の形質を変更する行為	
②土石の採取及び木竹の伐採並びに草木を採取する行為	
③工作物等を設置する行為	
④その他自然景観を阻害し又は阻害するおそれのある行為	
◆許可申請書の提出先	坂東市役所生活環境課

菅生沼の自然景観保全区域図



菅生沼自然景観保全区域

市では、菅生沼一帯の貴重な自然環境及び良好な自然景観を保全して、将来の世代に継承することを目的に、菅生沼の自然景観保全条例を制定、1月1日から施行されました。保全区域は、茨城県自然環境保全地域に準じた区域を指定しています。保全区域内において、以下の行為を行う場合は、市の許可が必要となります。

菅生沼へのメガソーラー建設中止 地区外への移設が決定しました

菅生沼において進められてきた大規模太陽光発電設備（メガソーラー）の建設計画が、地元のみなさんの建設反対の取り組みにより、建設中止が決定しました。

この間、菅生沼の環境保全を推進するため、市では菅生沼における工作物の設置許可などを内容とする「菅生沼の自然景観保全条例」を制定しました。



▲菅生沼の環境保全について報告会が行われました

菅生沼におけるメガソーラー建設計画が具体化した昨年7月には、神大実・七郷地員、環境保全団体との意見交換会や茨城県知事要望を行うなど、なんとしても菅生沼の貴重な自然を守りぬくという

これらの結果を受け、市では1月26日に夢穂館において、地元分館長、区長をはじめ意

これら菅生沼の一連の取り組みを教訓に、これからも首都圏に残された貴重な坂東市の自然を守っていきます。